

## 情報処理センターの利用方法

(一財)日本冷媒・環境保全機構は、平成27年1月27日、フロン排出抑制法に基づく情報処理センターの指定を受け、Webサーバ上に冷媒管理システム (<https://www.jreco.jp>) を構築いたしました。

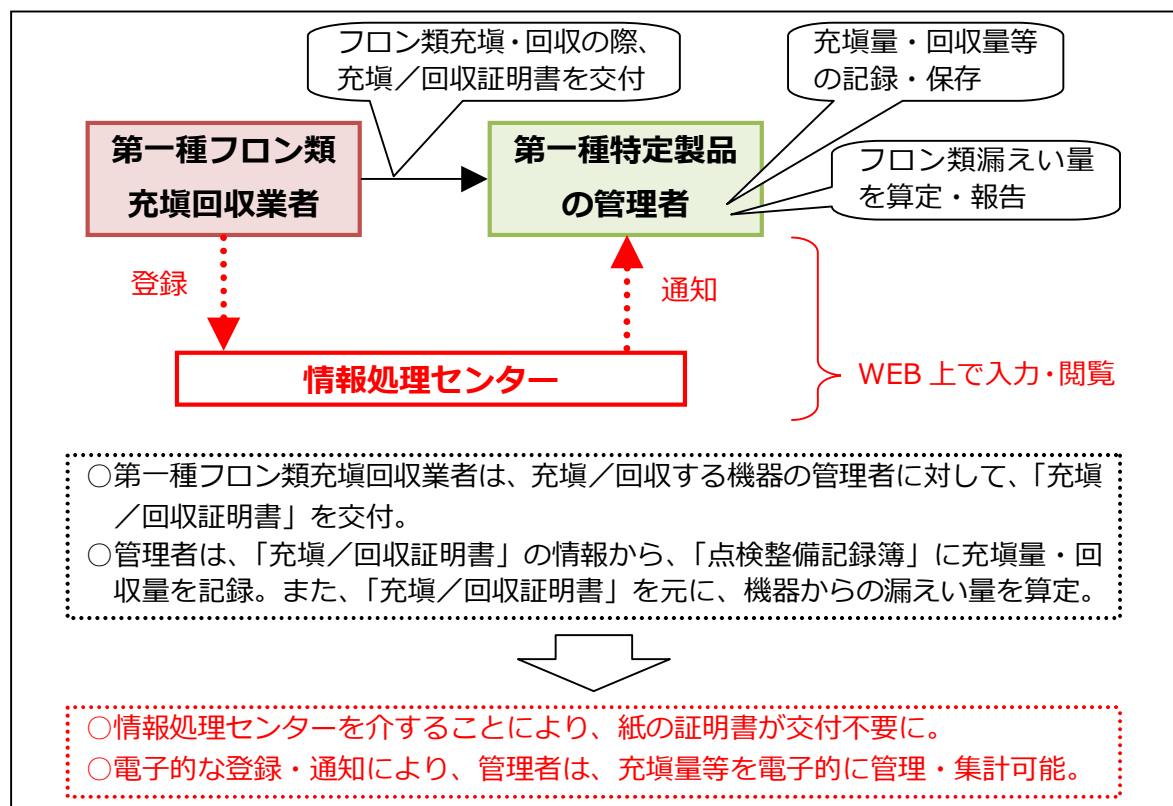
本システムを利用することにより、フロン排出抑制法に基づいた情報処理センター機能にアクセスすることが出来ます。

なお、本稼働は平成27年4月1日となりますが、試行期間として、平成27年2月2日(月)より3月31日までは、法定外機能であるログブック開設以外は無料で公開しております。

### (1) 情報処理センターを利用することでできること

第一種フロン類充填回収業者は、整備時に充填量・回収量を管理者に対して充填証明書・回収証明書を交付することになっています。業務用冷凍空調機器の管理者は、管理する機器へのフロン類充填量及び回収量が記載された充填証明書、回収証明書を記録・保存するとともに、一定量以上のフロン類の漏えいを生じさせた場合、毎年度、その漏えい量を国に対して報告する必要があります。

情報処理センターを利用することにより、本来紙での交付が必要な充填証明書・回収証明書の、電子的なやりとり(登録・通知)が可能となります。これにより、充填回収証明書の交付先である管理者は、データの電子的な管理・集計が可能となります。



## (2) 利用方法

情報処理センターを介した充填情報・回収情報を登録・通知は、以下のような流れになります。なお、登録された情報は、情報処理センターが安全に記録・保存します。

|       | 第一種フロン類充填回収業者                     | 第一種特定製品の管理者   |
|-------|-----------------------------------|---|
| ステップ1 | ・冷媒管理システムへ、会社情報等を登録する。(無料)        | ・冷媒管理システムへ、会社情報等を登録する。(無料)                                    |
| ステップ2 | ・充填量・回収量等を登録する。<br>(有料：100円＋税／台※) |   |
| ステップ3 |                                   | ・充填量・回収量等が通知される。<br>・記録・保存、算定漏えい量計算に活用できるCSVデータがダウンロード可能。(無料) |

※平成27年4月1日までは無料。

### 【使用環境】

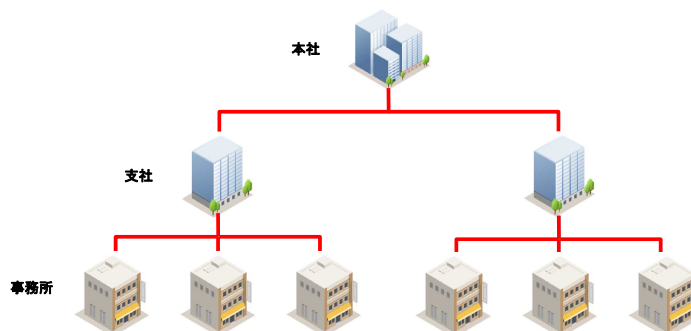
インターネットに接続されたブラウザを持つパソコン、タブレットなど。(特別なソフトウェアは不要です。)

### <関連機能>

#### 1. 本社・支社・事業所間のデータの連携

事業所、支社、本社などをシステムで紐付けを行った場合は情報の連携ができます。すなわち、大企業など多くの事業所、支社を抱えている場合、管理者(本社)で集約することができます。(無料)

算定漏えい量集計と本支店間のデータ連携



#### 2. ログブック管理機能(法律に基づく情報処理センター業務外のサービス)

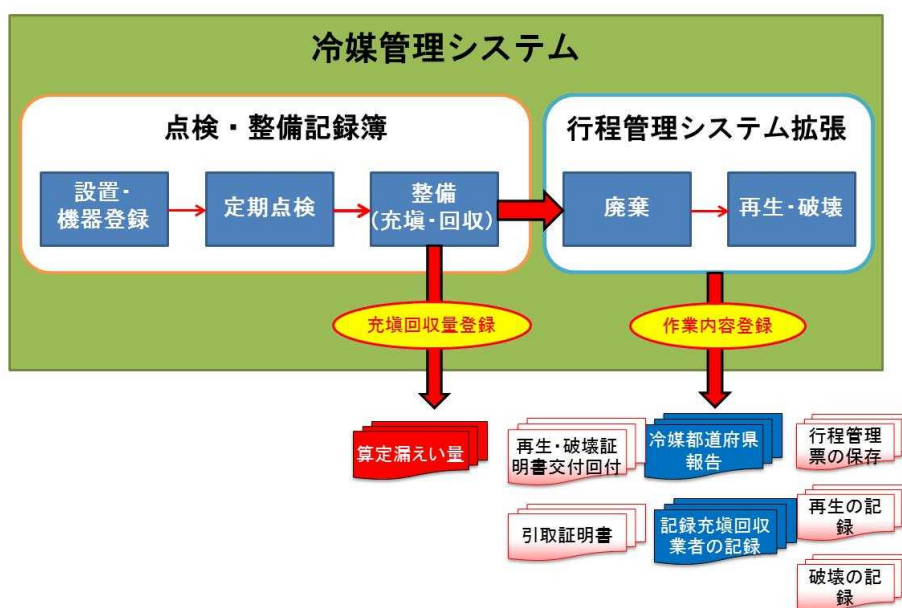
1) 第一種特定製品の管理者は、点検及び整備の記録を作成する必要があります。冷媒管理システムの一機能である、電子的な点検整備の記録作成・保存を行うことで、機器廃棄まで、記録の管理保存を電子的に行うことができます。(有料)

2) 第一種フロン類充填回収業者は、点検整備の記録として冷媒の充填量、回収量をこのログブックに記入すること（有料※）により、情報処理センターへ充填量・回収量の登録を行ったとみなすことができます。

※平成 27 年 4 月 1 日までは無料。

3) 管理者の算定漏えい量報告の基となるデータは情報処理センターの法定機能と同様に、CSV データとしてダウンロードできます。また、情報処理センターに登録された管理者情報との合算結果の出力が可能です。（無料）

### ■点検・整備記録簿の作成と情報処理センターへの登録



### 3. 行程管理システム（法律に基づく情報処理センター業務外のサービス）

機器廃棄時には、廃棄等実施者として、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す必要があります。また、この際、回収依頼書の交付、引取証明書の受理・保存等、書面の交付や保存に関する義務が生じます。行程管理システムでは、この書面のやりとりを、電子的に行うことができます。

1) 電子的な行程管理システムを廃棄等実施者、取次者（2社まで）、第一種フロン類充填回収業者、フロン類破壊業者、第一種フロン類再生業者、施行規則第 49 条第 1 号業者の間を電子的な帳票として、発行・交付・回付ができます。（有料※）

※平成 27 年 4 月 1 日までは無料。

2) 第一種フロン類充填回収業者が整備時にログブックを使用した場合、回収量がある場合は電子的行程管理システムへ連動され、第一種フロン類充填回収業者のデータベースへ入力され、都道府県報告、記録の元データとなります。また、充填量がある場合も同様に、充填回収業者のデータベースへ入力されます。（無料）

3) 第一種フロン類充填回収業者が行う都道府県報告の算出と報告書作成ができます。（無料）